

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。

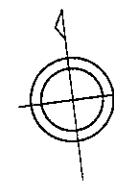
現況とは必ずしも一致しないことがあります。

換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。

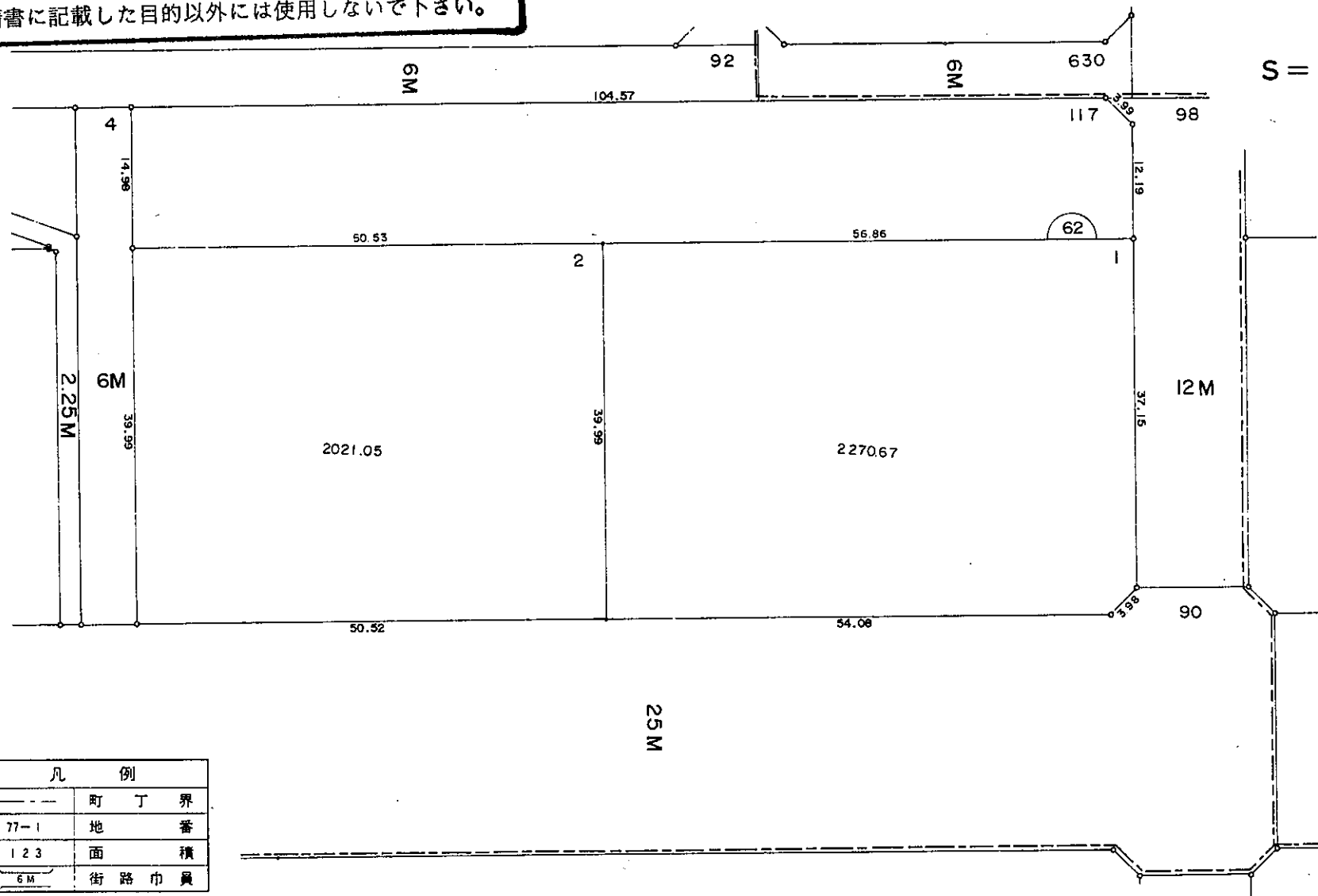
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎中三丁目 1 番地～ 2 番地)



S = 1 : 500



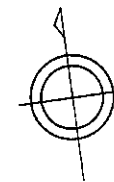
凡 例	
---	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。

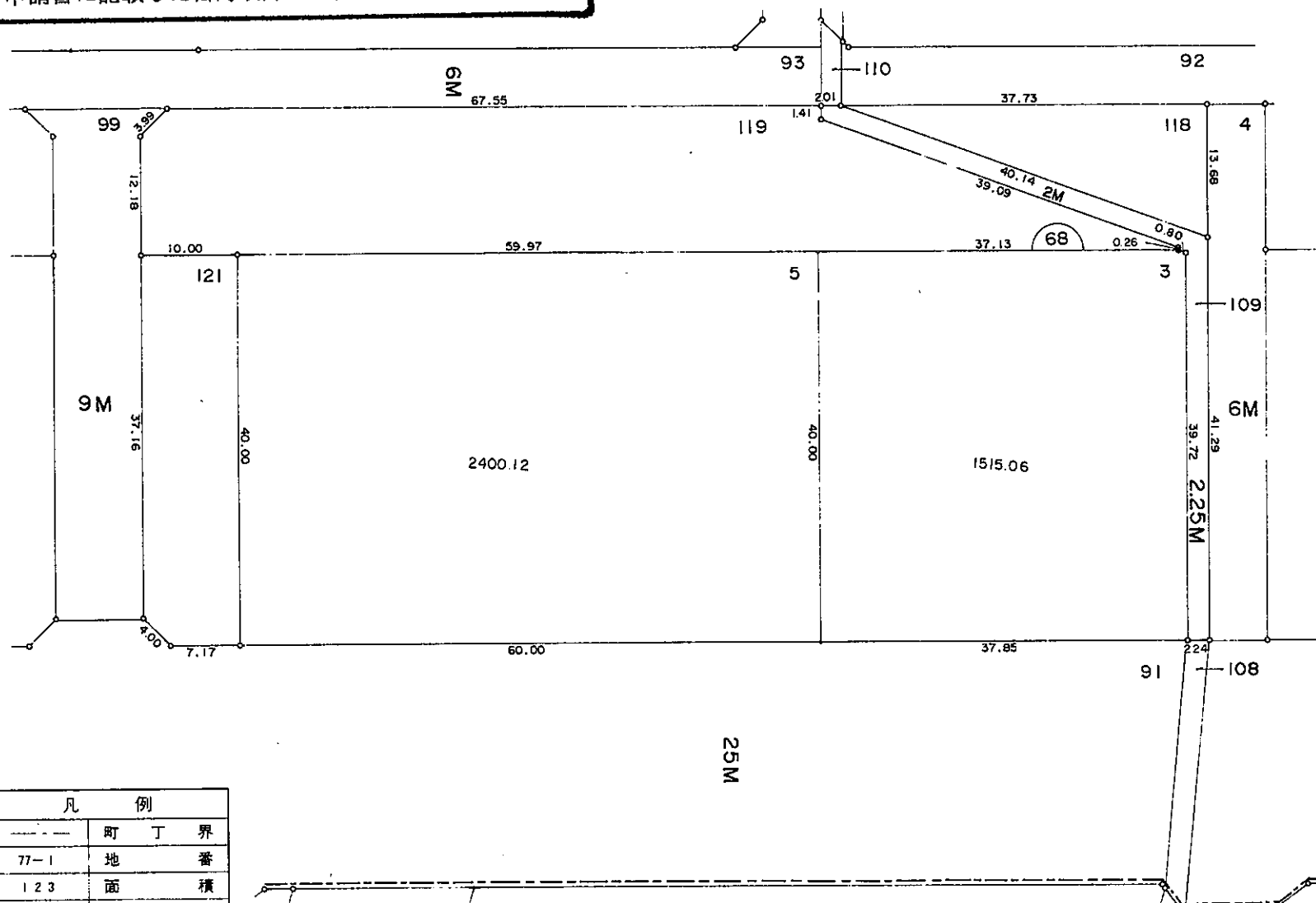
現況とは必ずしも一致しないことがあります。灘南部土地区画整理事業 画地確定図
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行われるべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任を負いません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎中三丁目 3 番地～ 5 番地)



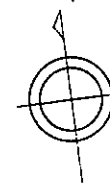
S = 1 : 500



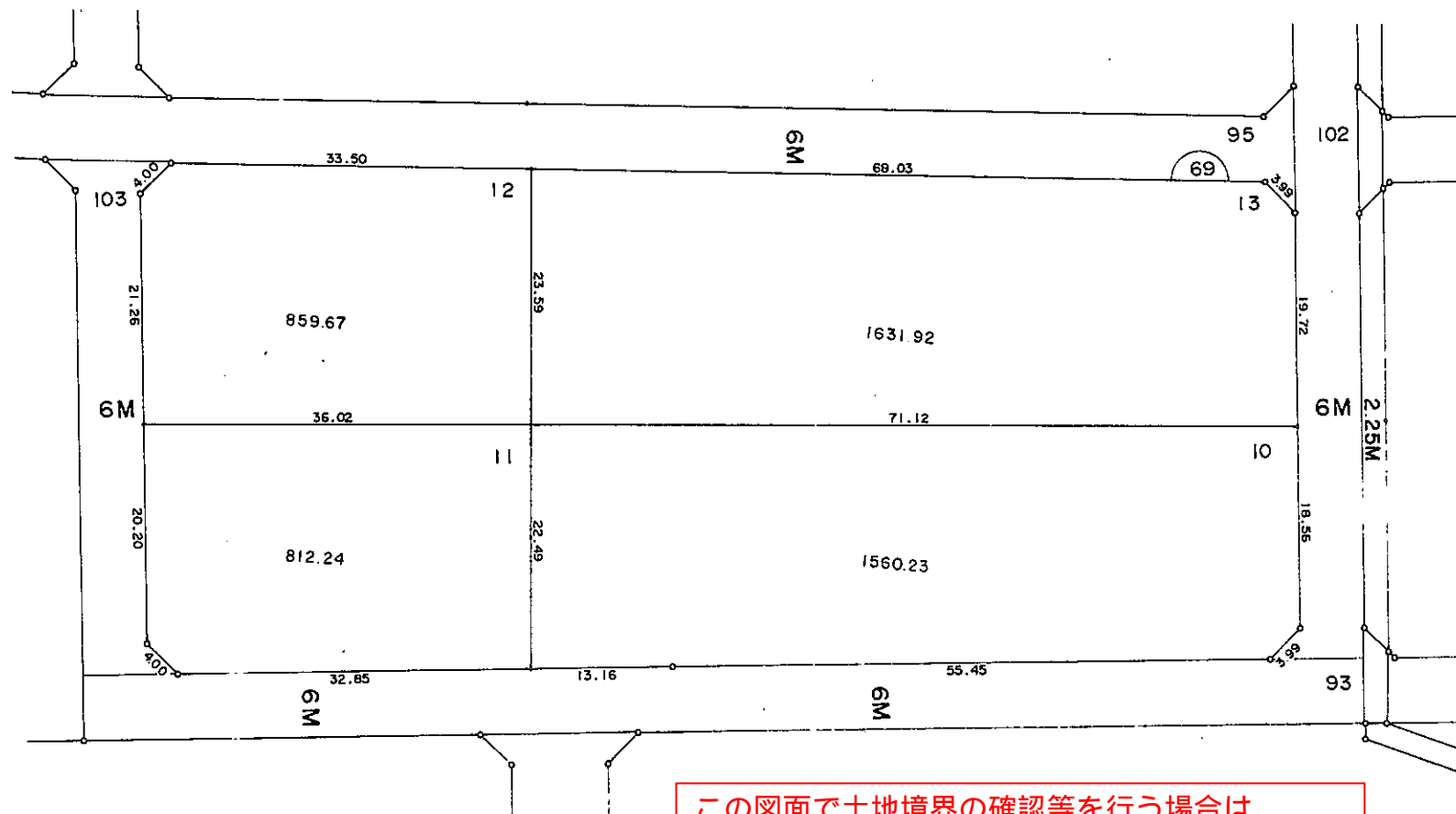
凡	例
---	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎中三丁目 10 番地～ 13 番地)



S = 1 : 500

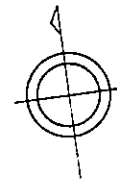


この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。

凡 例	
———	町 丁 界
97-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

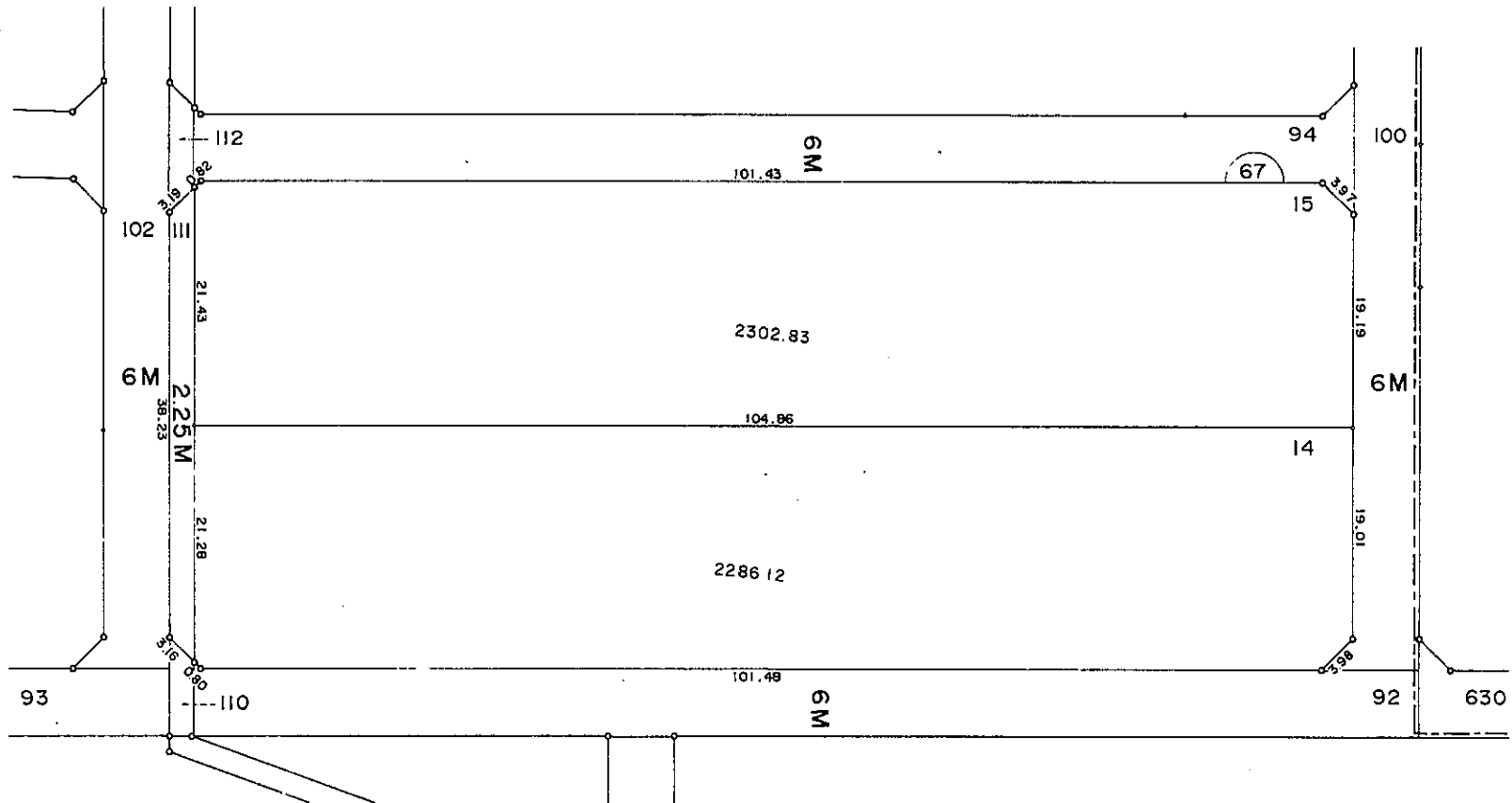
現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

灘南部土地区画整理事業 画地確定図 (白浜町宇佐崎中三丁目 14 番地～ 15 番地)



S = 1 : 500

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、
 あくまで参考資料としてのみ使用してください。



凡 例	
---	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
 境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
 本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。